

第186号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中「100分の98.37」を「100分の99.82」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成24年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この条例による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて、平成24年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。